

議第1330号

令和3年（2021年）3月11日付け 都計第577号 熊本県知事付議

御船都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件

令和3年（2021年）3月23日提出

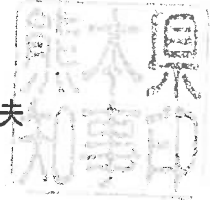
熊本県都市計画審議会
会長 位 寄 和 久

都計第577号

令和3年(2021年)3月11日

熊本県都市計画審議会会長 位寄 和久 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



御船都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、別添のとおり貴審議会に付議します。

御船都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（熊本県決定）

御船都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別添のとおり変更する。

変 更 理 由

御船都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「御船都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画法第6条の2に基づき、御船都市計画区域における都市計画の目標、区域区分の決定方針及び主要な都市計画の決定方針を定めるものであり、当初、平成16年5月に策定している。

このたび、策定から16年以上が経過し、その間、全国的な人口減少や、平成28年4月の熊本地震、令和2年7月豪雨といった自然災害の頻発・激甚化等、社会情勢の変化が生じているほか、都市計画区域内の土地利用や都市施設の整備状況も変化している。

このことから、今後も適切な都市計画の運用を行うため、御船都市計画区域マスタープランを、上述した変化に適応した内容に変更するものである。

御船都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(御船都市計画区域マスタープラン)

[改定案]

令和3年 月 日

熊本県

目 次

1	都市計画の目標	1
(1)	都市づくりの基本理念	1
(2)	都市づくりの基本目標	2
(3)	地域ごとの市街地像	3
(4)	各種の社会的課題への対応	5
(5)	都市計画区域の広域的な位置づけ	7
2	区域区分の決定の有無	8
(1)	区域区分の決定の有無	8
3	主要な都市計画の決定の方針	9
(1)	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	9
(2)	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	12
(3)	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	17
(4)	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	18
4	都市計画制度の運用方針	20
(1)	都市計画の円滑な推進の必要性	20
(2)	マネジメントサイクルによる都市計画の評価	20
(3)	住民参加によるまちづくりの推進	20
	御船都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 参考附図	21

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

御船都市計画区域（以下、「本区域」とする。）は、熊本都市計画区域の南東に隣接している。本区域が指定されている御船町の西部には熊本平野が広がっており、そこに御船町庁舎を中心とした市街地が形成されている。御船川及び矢形川の周辺には田園地帯が広がり、それを丘陵地が取り囲む地形となっている。また、東部には標高200m～300mの山林が広がり、東端は阿蘇山外輪山に至る。昭和54年には、御船町で日本初の肉食恐竜の歯「ミフネリュウ」の化石が発見されたことから、一躍「恐竜の郷」として広く知られることとなった。

近年では、人口減少、少子高齢社会の進行に対する集約型の都市づくりが重要となっているが、用途地域外で人口増加傾向が見られるため、適切な土地利用のコントロールを引き続き図ることが求められている。

また、区域内に九州縦貫自動車道や九州中央自動車道及び国道443号、445号を有しており、これらの広域交通網を活かした拠点形成並びに交流促進を図っていくことが求められている。

さらに、熊本地震による甚大な被害を受けた経験や教訓を踏まえ、創造的な復興を目指すとともに、近年多発する自然災害に対して安全で安心して暮らせる都市づくりが求められている。

加えて、本区域の持続可能な発展を図っていくため、今後は都市計画区域マスタープランの進行管理等、マネジメントシステムの導入が求められている。

本区域の範囲

都市計画区域名	御船都市計画区域
範囲	御船町の行政区域の一部

これらを勘案して、本区域の特性を活かし、都市づくりの基本理念を以下のとおり設定する。

『自然と文化を次世代へつなぐ安全安心な田園・交流都市』

(2) 都市づくりの基本目標

「自然や田園と共存し、安全で安心して暮らせるエコ・コンパクトな都市づくり」

自然・田園環境を保全し、共存するとともに、都市防災やユニバーサルデザインに配慮した誰もが安全で安心して暮らせる都市を構築する。また、人口減少社会における持続可能な都市経営を考慮した「エコ・コンパクト」な都市づくり※を目指す。

※エコ・コンパクト

人口や経済活動が縮小するこれからの社会情勢を踏まえ、将来世代にわたって持続可能な都市を構築するためにエコロジー(生態学や環境問題)やエコノミー(経済)に着目し、「コンパクト」に「エコ」を加えたもの。

「広域交通網を活かし、自然・文化を育む活気にあふれる交流都市づくり」

豊かな自然や歴史・伝統文化を大切にしつつ、九州縦貫自動車道及び九州中央自動車道を有する広域交通網を活かし、新たな拠点形成を図るとともに、さらなる交流を促進し、活気にあふれる都市づくりを目指す。

「住民、企業、団体、行政等が協働で取り組む都市づくり」

住民、企業、団体、行政等のまちづくりへの積極的な参加・協働を通じて、地域に即した都市づくりを進める。また、都市計画を円滑に推進するためのマネジメントシステムの導入を図り、着実な都市づくりを目指す。

(3) 地域ごとの市街地像

都市づくりの基本理念における「田園」と「交流」を柱としつつ、「交通」「自然」「文化」等が調和する地域として、本区域内の特徴を活かしたゾーン、拠点及び地域交流軸を設定し、秩序ある都市構造の形成を目指す。

a ゾーン

将来に向けた秩序ある計画的な土地利用を行うために、御船都市計画区域の地域特性に応じて、6つのゾーンに区分する。

<商業・業務ゾーン>

御船川右岸の既存商業地や左岸の本町通り等の歴史的街並みを活かし、中心市街地の再生、回遊性向上による特色ある商業・業務地の形成を図る。また、国道443号バイパス沿道では、都市の骨格にふさわしい多様な機能を集積し、賑わいと魅力ある市街地の形成を図る。

<住宅ゾーン>

既存住宅地については、住居系に特化した良好な住環境の形成を図る。また、商業ゾーン周辺の国道沿道の既存住宅地は、主として良好な住環境の形成を図りつつ、一定規模の商業・業務施設等を許容する。

<工業・流通ゾーン>

御船インターチェンジ東側の国道445号沿道、白岩産業団地及び小坂地域に位置する既存の工業や流通に関する施設を核とした地区は、広域交通網の利便性を活かした工業・流通業務地としての立地誘導と機能強化を図る。

<集落ゾーン>

郊外部において、既存集落等を母体として、ゾーン内の農地や良好な自然環境との共生を基本に住環境の保全を図る。

<農業ゾーン>

御船川や矢形川の周辺に広がる水田地帯や台地上の農地等、優良農地の保全を図る。

<自然環境保全ゾーン>

斜面緑地や山林、御船川等が一体となって構成される良好な自然環境の保全を図る。

b 拠点

地域特性を踏まえて、都市機能や生活機能、産業、レクリエーション等を集積する拠点として、4つの拠点を設定する。

<都市拠点>

御船町庁舎周辺は、本区域の中心的な拠点として、商業・業務・住宅等の都市機能の充実を図る。

<生活拠点>

小坂地区、高木地区、木倉地区、滝尾地区は、既存集落の拠点として、コミュニティ形成や各地区間の交流・連携の充実を図る。

<工業・流通拠点>

御船インターチェンジ及び小池高山インターチェンジ周辺、白岩産業団地及び小坂地域に位置する既存の工業や流通に関する施設を核とした地区は、産業集積地として、周辺の自然や農地、住環境との調和に配慮しつつ、適正な土地利用の誘導を図る。

<レクリエーション拠点>

城山公園、ふれあい広場、町民グラウンド、妙見坂公園、辺田見公園、滝川みんなの広場、お祭り広場は、住民や観光客の交流の場として、自然や余暇を楽しむ空間として維持を図る。

c 地域交流軸

本区域と周辺地域との交流促進を図る主要な軸として、熊本都市計画区域と連絡する国道445号及び熊本都市計画区域、大津都市計画区域、宇城都市計画区域、宇土都市計画区域と連絡する国道443号、県内他地域や他県等と連絡する九州縦貫自動車道及び九州中央自動車道を地域交流軸とする。

(4) 各種の社会的課題への対応

① 人口減少、少子高齢社会への対応

御船町では、平成12年をピークに人口減少局面に移行し、少子高齢化の進展も伴い、令和元年10月1日時点で高齢化率は34.7%と県平均の31.1%を上回っている。この傾向は今後も加速していくことが予想されており、それに伴う税収の減少と福祉分野の費用増加等により財政状況は厳しさを増すと考えられる。

そのため、今後は立地適正化計画制度の活用に向けた検討を進めるとともに、道路、公園、下水道等の既存ストックの有効活用を基本とし、より効果的で効率的な都市づくりに努める。そして、住民の誰もが安全かつ快適に暮らせるように、ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい都市づくりを進める。

② 恵まれた自然環境の維持・保全

本区域は、自然的土地利用が約7割を占めており、御船川や矢形川の河川をはじめ、優良農地や緑豊かな斜面緑地、山林等、貴重な自然環境を有している。

このような豊かな自然環境を次世代へと継承していくため、維持・保全に努める。また、地球温暖化等地球規模の環境問題が顕在化する中、生態系を支えるまとまった緑の保全を図ることで、潤いとゆとりのある都市環境の形成、環境負荷の少ない低炭素都市づくりを進める。

③ 活力ある都市づくり

本区域の用途地域内には低未利用地が存在しているため、人口減少社会を念頭に、効果的で効率的な都市基盤整備や低未利用地の活用によりコンパクトな都市づくりを促進する。

また、国道443号バイパス沿道では大規模小売店の出店が進んでいることから、今後も立地が見込まれる商業施設について、商業・業務ゾーン内への計画的な立地誘導及び集積を図る。

一方、御船川右岸地区の既存商業地や左岸の本町通り周辺では活力が低下傾向にあるため、町固有の歴史・景観資源を保全・活用するとともに、計画的に商業施設の立地を誘導し、魅力ある中心市街地を形成する。

これら商業・業務地と、御船インターチェンジ等の各拠点の施設が連携し、相互の回遊性を高めることで、区域全体で賑わいと活力ある都市づくりを進める。

④ 広域的な交流・連携の活性化

本区域は、九州縦貫自動車道の御船インターチェンジ、九州中央自動車道の小池高山インターチェンジが供用されており、広域的な交流・連携の促進が期待される。そのため、これらを活かし、広域交通拠点としてのインターチェンジ周辺の都市基盤整備を促進するとともに、工業・流通業務等の産業振興や観光振興による地域活性化に努める。

⑤ 安全安心に暮らせる地域づくり

近年、熊本地震や令和2年7月豪雨をはじめ、自然災害の多発等により、地域防災や危機管理の強化が求められている。そのため、今後起こりうる自然災害を想定し、住民の生命や財産を守るために必要となる避難所の耐震化、安全な避難経路の確保、都市施設の適切な維持管理・更新を進める。そして、ハード整備に加えて、災害リスクを考慮した土地利用の検討や「自助・共助」といった地域防災力を高めるソフト面での防災・減災の取組を進め、災害に強い都市づくりを進める。

また、都市基盤の整備にあたっては、地域の状況に応じて、警察、公共施設管理者及び地域と連携し、犯罪防止に配慮した整備を行うことにより、住民が安全安心に暮らせる地域づくりを進める。

⑥ 厳しい都市経営の現状

近年における御船町の財政状況は、人口減少や少子高齢化を背景に、歳出に占める福祉分野の費用が増加傾向にある。また、町が所有する公共施設等の都市基盤の老朽化が深刻化しており、将来的な維持管理費の増加が見込まれている。

そのため、道路、橋梁、上下水道等の長寿命化計画の促進、計画的な維持管理を図り、財政負担の軽減・平準化に努める。

また、住民一人当たりの行政コストは、人口密度が低いほど高くなるため、低密度な市街地の発生につながる無秩序な住宅地の拡大は抑制する。

⑦ 景観・歴史的資源の保全・活用

本区域には、「くまもと歴町50選」に選定されている御船川左岸の本町通り、御船川や斜面緑地等の豊かな自然景観、若宮神社や四宮神社をはじめとした歴史的資源等、多くの景観・歴史的資源を有していることから、これらの維持・保全を図る。また、具体の土地利用や施設等の立地にあたっては、行政と住民や企業等が連携しながら、周辺景観との調和に配慮するとともに、景観・歴史的資源を活用した魅力的な都市づくりを目指す。

(5) 都市計画区域の広域的な位置づけ

本区域は、熊本都市計画区域に隣接し、九州縦貫自動車道の御船インターチェンジ及び九州中央自動車道の小池高山インターチェンジや国道443号及び445号が位置する地理的条件に恵まれた区域である。

今後は、これらを活かし、広域的な交通拠点及び防災活動の拠点としての都市基盤の整備を促進するとともに、御船町の固有資源である豊かな自然・田園環境と調和し、定住人口の確保に向けた都市構造の形成に努めることとする。

2 区域区分の決定の有無

(1) 区域区分の決定の有無

本区域には、区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めない根拠は、以下のとおりである。

- ① 本区域の人口は減少傾向にあり、今後も同様に推移することが予想される。また、将来における産業についても製造品出荷額の横這い傾向が予測されることから、急激な市街地の拡大は想定されない。

さらに、本区域の市街地は、隣接する熊本都市計画区域の市街地とは山地や農用地で隔てられていることから、隣接区域からの影響による市街地の拡大も想定されない。

- ② 本区域の御船町庁舎周辺地区には、町の中核施設等が集積されたまとまりのある市街地が形成されており、今後も当該地区における低未利用地の活用を図りながら、良好な市街地の形成が可能と考えられる。

- ③ ①のとおり急激な市街地の拡大は想定されないこと及び②のとおり良好な市街地が形成されることにより、市街地の周辺の農地や郊外の自然環境と調和した良好な都市環境を形成することが可能である。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 住宅地

市街地の既存住宅地では、ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい都市づくりを進めるとともに、各種災害情報に基づく安全な住環境の形成に努める。また、近年増加傾向にある市街地の空き地や空き家等の低未利用地の有効活用を検討し、市街地への居住誘導を促進する。

用途地域周辺部等における市街地の拡大につながる新たな住宅地開発は、エコ・コンパクトな都市づくりの視点から原則的に抑制する。

また、高木・小坂等の生活拠点及び御船川左岸等の用途地域外の既存住宅地は、自然・田園環境の保全を前提に、緑が多く安らぎある良好な住宅地として維持に努める。

b 商業・業務地

御船町庁舎や御船町カルチャーセンター等の公共施設を中心に都市機能が集積している中心市街地においては、さらなる都市機能の集積・強化やユニバーサルデザインに配慮した質の高い都市基盤の整備により、地区毎の特色を活かした商業・業務地の形成を図る。

御船川右岸地区は、既存商業地の高度化や集約化を図り、活気ある商業地の形成を図る。御船川左岸地区は、本町通り等の歴史的な街なみ景観を保全し、回遊性の高い特色ある商業地の形成を図る。

商業・業務ゾーン内の国道443号バイパス沿道地区は、幹線道路機能を活かした商業・業務施設や生活サービス施設等の立地を誘導する。

c 工業・流通業務地

御船インターチェンジ周辺は、広域交通拠点としてのポテンシャルを有効活用するとともに、周辺の自然・田園環境と調和した流通業務地等の形成に向けた計画的な土地利用の規制・誘導を長期的な視野で促進する。

九州中央自動車道の小池高山インターチェンジ周辺の飲料メーカー等の工場が立地する高木地区、鉄鋼等の工場が立地する小坂地区では、周辺の自然環境や住環境との調和を図りつつ、混在を避けた計画的な企業立地が誘導されるよう、適切な土地利用の規制・誘導を検討する。

② 土地利用の方針

ア) 土地の高度利用に関する方針

今後の少子高齢化を見据えたエコ・コンパクトな都市づくりを促進するため、御船町庁舎周辺地区に都市機能を集積し、良好な都市拠点の形成を図る。また、市街地では、民間活力を活用した空き家や空き地等の低未利用地の活用を検討し、市街地内への居住誘導、土地の高度利用に努める。

イ) 住環境の改善又は維持に関する方針

御船町の市街地は、国道443号及び445号、シンボルロード線等の都市基盤の整備が進められているものの、未だ一部の地区では都市基盤の整備が立ち遅れているため、ユニバーサルデザインに配慮した整備を促進して利便性の向上を図り、魅力ある市街地の形成に努める。

一方、用途地域外については、優良農地や豊かな自然環境の保全を前提として、生活拠点を中心に住環境の維持・向上を図ることとし、適切な土地利用のコントロール（特定用途制限地域や地区計画等）により、良好な住環境の形成に努める。

ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域内の城山公園、ふれあい広場、町民グラウンド等は、自然的環境と潤いのある生活環境を構成する貴重な緑地であることから、これらの保全・形成に努める。また、御船町の地形的特徴である斜面緑地や御船川を中心に広がる田園景観及び野鳥の森等は、町固有の緑地景観を構成する要素であることから、これらの保全に努める。

エ) 優良農地との健全な調和に関する方針

農業を主要産業とする御船町は、町域の約6割が農業振興地域であり、平坦部の水田地帯と山間部の畑・樹園地は優良農地であることから、その保全に努める。

オ) 災害防止の観点から必要な取り組みに関する方針

熊本地震や令和2年7月豪雨等の経験・教訓を踏まえ、斜面地や河川沿いの低地等の溢水、湛水、地すべり又は土石流等の恐れがある区域又は開発によってこれらの災害を招く恐れがあると考えられる区域については、災害防止に努めるとともに、原則として新たな住居系用途地域の指定は行わない。また、都市化に併せて土地の保水機能や遊水機能の強化を図るなど流出抑制対策の推進、住民の生命・財産を守るため、自助・共助・公助による防災組織の充実、洪水浸水想定区域等の災害リスクを考慮した土地利用の検討を行い、総合的な防災・減災対策を推進する。

カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

斜面緑地や丘陵地上部の緑地及び市街地内の公園等については、御船町の特徴的な自然環境的資源であり、また、土砂災害等を抑制する機能も有していることから、その保全に努める。

キ) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

九州縦貫自動車道の御船インターチェンジや九州中央自動車道の小池高山インターチェンジ周辺の用途地域外においては、周辺の土地利用との調和を図りつつ、工業流通業務施設の集積を進め、計画的な土地利用の誘導を図る。また、国道443号及び445号の両バイパスの沿道の用途地域外においては、周辺の自然・田園環境や住環境との調和を図りつつ、計画的な土地利用の誘導を図る。

なお、用途地域外における都市的土地利用の実現にあたっては、自然的土地利用規制に係る個別法を満足した上で、地区計画や特定用途制限地域等の規制・誘導措置の活用を検討する。

ク) 大規模集客施設[※]の広域調整に関する方針

広域にわたり都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設[※]は、市街地の拡大を誘発するおそれがあるため、関連する都市計画との整合が図られる区域を除き、原則として立地を抑制する。

なお、大規模集客施設の立地制限を解除する都市計画の決定又は変更を行う場合には、「大規模集客施設の広域調整に関する方針」に基づき、都市計画の手続きを行う。

※大規模集客施設

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所及び場外車券場、その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

a 基本方針

ア) 交通体系の整備の方針

○広域と連携する道路網の整備

広域道路網整備については、高速道路インターチェンジや空港、港湾、鉄道駅等の広域交通拠点への利便性の向上を周辺市町村と機能分担・連携して進めることが必要である。

本区域では、これまで国道443号及び445号の両バイパスの整備によって、広域道路網としての機能を果たしている。今後は、人口減少等の社会経済情勢の変化を踏まえ、都市計画道路の未整備区間について、計画の見直し等の検討を進める。

○都市を支える幹線道路と市街地を支える体系的な道路網の整備

御船町の都市構造は、市街地を中心として放射状に集落が展開する形となっている。この都市構造を適切に支えていくため、幹線道路やこれらと一体となって都市を支える補助幹線道路を体系的に配置し、整備を進める。

○交通体系の最適化（ベストミックス）

少子高齢社会に向けて、誰もが快適に活発な行動を行うことができるよう地域毎の交通特性に応じて、公共交通と自動車交通を効率的に組み合わせ、利便性と効率性を兼ね備えた交通体系の最適化を図る。

○安全で安心なみちづくりの推進

交通空間の整備にあたっては、交通安全施設の充実等により、安全性の高い交通空間の整備に努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した通学路や街路灯の整備等交通環境の改善を図る。

また、災害時の防災機能を有した道路（特に緊急輸送道路である九州縦貫自動車道、九州中央自動車道、国道445号及び国道443号）の整備及び計画的な維持管理に取り組み、安全で安心なみちづくりを進める。

なお、区域内の国道445号は洪水浸水想定区域に含まれているため、浸水時の代替として国道443号を利用する等、各種災害リスクを想定した道路ネットワークを確保する。

○自然や歴史にふれあう交通ネットワークの形成

豊かな水や緑等の自然環境や、社寺仏閣等の歴史的な文化資源を保全するとともに、堤防道路や河川敷を利用したサイクリングロードや歩行者専用道路等、歩行者環境に配慮した生活幹線道路ネットワークの形成を推進する。

○道路構造物の長寿命化

都市における大切な資産である道路ストックを長く大事に保全し、安全で安心な道路サービスの提供やライフサイクルコストの縮減等を図るため、定期的な点検と長寿命化に向けた修繕方針を踏まえ、事故や大規模な修繕に至る前に対策を実施する予防保全を推進する。

イ) 整備水準の目標

本区域の都市計画道路は、5路線11.17kmが計画決定されているが、今後は長期末着手の道路は、必要性、事業の実現性等を考慮し、計画の見直し等の検討を進める。

b 主要な施設の配置の方針

ア) 道路

都市の骨格を形成する幹線道路として、市街地東部を南北に走る都市計画道路3・3・1木倉辺田見線（国道443号バイパス）と市街地中央部を東西に走る同3・3・2ルートタウンセンター線（国道445号バイパス）を位置付けている。また、幹線道路を補完する補助幹線道路として、3・4・3旭町木倉線、3・4・4シンボルロード線、3・5・5中央線を位置付けている。

本道路の一部未整備となっている区間については、土地利用の方針との整合、将来の交通需要や御船町を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要性、事業の実現性等を考慮し、事業化や計画の見直し等の検討を進める。

イ) 公共交通

交通事業者と連携しながら、コミュニティバスの運行本数、運行時間及び運行ルートの見直しや循環バス、デマンド型交通の導入等、利便性向上に向けた公共交通網の再編を行う。

交通結節点周辺では、パーク&ライド施設やユニバーサルデザインに配慮したバス停、歩道の整備等、公共交通へのアクセス環境の整備を推進する。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備又は事業着手を予定する主要な施設については、都市計画道路の事業化や計画の見直し等の検討を行い、決定するものとする。

[計画見直し等を検討する施設]

3・3・1木倉辺田見線、3・3・2ルートタウンセンター線
3・4・3旭町木倉線、3・5・5中央線

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

○下水道

下水道の整備については、御船川や矢形川等の水域の水質保全、生活環境の改善を図るため、公共下水道の整備を促進する。

また、公共下水道処理区域外の地域については、合併浄化槽の設置と既設単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。整備された下水道施設は、地震や水害等に対する防災対策並びに計画的なストックマネジメントに取り組み、機能強化と長寿命化を促進する。

○河川

御船川や矢形川等の河川水系は、御船町の上水・農業用水等の貴重な水源であるとともに、住民の生活に潤いを与える身近な自然環境でもある。一方で、都市化に伴う保水、遊水機能の低下や近年頻発している局地的な集中豪雨により浸水被害が生じていることから、都市部における雨水対策を効率的・効果的に行うため、河川と下水道との連携を一層強化し、総合的な治水対策を推進する。

また、御船川の河川整備にあたっては、動植物の生息・生育基盤等、河川が有する生物多様性の保全・創出に努めるとともに、水辺空間を活かした人と川のふれあいの場を考慮した整備を図る。

イ) 整備水準の目標

○下水道

現在の公共下水道整備率（全体計画区域面積に占める供用済面積の割合）は約76.9%であるが、現在の処理区域内の加入促進を行うとともに、状況の変化に対応して処理区域の見直しを実施し、必要な下水道整備の促進を図る。

○河川

緑川は、計画規模に応じた整備を促進する。また、その他の河川についても、各河川の重要度や既往水害の被害実態及び県内の他河川との調整により決定される計画規模に基づいて、治水上の安全性を確保することを目標とする。

また、洪水浸水想定区域図の周知を図るとともに、ハザードマップの活用や洪水時の警戒避難体制等の充実を図り、防災・減災のためのソフト対策を推進する。

b 主要な施設の配置の方針

ア) 下水道

公共下水道は、処理区域内の管渠敷設を中心とした面整備とともに、地震や水害等に対する防災対策、計画的な維持修繕を促進する。

また、下水道処理区域以外の生活排水処理については、合併浄化槽設置整備事業を計画的に推進する。

雨水排水については、平坦部の水害防止の観点から、既成市街地を中心に雨水幹線の整備を図る。

イ) 河川

河川環境については、自然環境・社会環境への影響等を配慮しつつ、関係機関や地域住民等との連携、合意形成に向けたプロセス等を通じて計画を立案し、整備・保全に取り組む。

過去の洪水被害により新設または補強した河川堤防については、安全性向上のため詳細点検を実施するとともに、必要に応じて堤防強化対策を促進する。また、河道の計画的な維持管理により河道の流下能力を維持する。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備又は事業着手を予定する主要な施設は以下のとおりとする。

種 別	名 称 等
下水道	管渠敷設整備、合併浄化槽設置整備
河 川	御船川河川環境整備、堤防強化対策

③ その他の都市施設

その他の都市施設として、供給処理施設の都市計画の決定方針を次に示す。

a 基本方針

御船浄水センター・御船地区衛生施設組合は、引き続き関係機関との連携を図り適切な施設管理を行う。

また、御船町甲佐町衛生施設組合は、ごみ処理の広域化に向けて関係機関との協議を行う。

b 主要な施設の配置の方針

関係機関・団体等と連携するとともに、広域的な観点から周囲に及ぼす影響を十分配慮し、適正な配置について検討する。

また、施設規模については、循環型社会のより一層の推進を図り、必要最小限とする。

c 整備水準の目標

関係機関・団体等と連携し、施設の適正な維持を図る。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

都市拠点においては、基礎的な商業・サービスを始めとして教育・文化や行政サービス等の多様な機能を提供できるように各種都市機能の立地誘導を図る。また、住宅ゾーンにおいては、市街地への居住誘導に向けて、都市基盤の整備充実を図るとともに、空き地や空き家等の低未利用地の活用を促す。商業・業務ゾーンにおいては、魅力向上や活性化に寄与する中心市街地にふさわしい市街地開発事業を検討する。

② 市街地整備の目標

用途地域内の低未利用地活用による都市機能の集約や商業機能の集積等、地区の特性に応じた面的な整備の方策について検討を進める。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア) 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の方針

風光明媚な「吉無田高原」や野鳥の森をはじめとした緑豊かな自然環境を有する御船町は、御船川や矢形川沿いの水田地帯及びその両側に展開する丘陵の斜面緑地が一体となって良好な自然景観を形成している。また、森林・畑地を有した台地も広く分布している。

今後は、豊かな自然環境の保全を図るとともに、身近な自然環境とふれあえる場の実現、地域住民の健康増進や防災拠点としての活用も視野に入れた都市公園の検討を行い、道路、河川、公園、緑地等の公的空間において緑の確保に努める。

また、公園機能の維持管理については、施設の機能保全とライフサイクルコストの縮減を目指し、長寿命化計画の策定や同計画に基づく施設の修繕及び更新を行う。

イ) 緑地の確保目標水準

本区域の住民一人当たりの緑地面積は令和2年度現在19.6㎡/人である。今後は既存施設の適切な維持管理に努めて、現状の緑地面積を維持する。

b 主要な緑地の配置方針

ア) 環境保全システムの配置方針

御船町の中央を流れる御船川や矢形川沿いの緑地は、生態系に配慮した水辺空間の保全を図る。

御船川等の河川とそれに沿って広がる広大な水田に面する斜面緑地や丘陵上部の樹林地は、御船町の特徴的な自然資源であり、都市的土地利用との調整を図りながら適正に保全・育成を図る。

城山公園等の緑地やまとまりのある樹林地、良好な屋敷林、社寺林等の緑地を保全するとともに、市街地内の回遊散策拠点としての形成を図る。

イ) レクリエーションシステムの配置方針

市街地内の城山公園等の既存公園については、長寿命化計画に基づく施設の維持管理及びユニバーサルデザインに配慮した整備に取り組む。また、市街地外においても、野鳥の森等の既存ストックと連携した身近な公園・広場を必要に応じて配置する。

御船川や矢形川沿いについては、これら河川と一体となった親水緑地として整備を促進する。

ウ) 防災系統の配置方針

水害・土砂災害防止のため、保水機能を有する森林、土砂流出を抑える斜面緑地等の保全を図る。また、自然災害及び火災発生時における住民の安全を確保するため、公園・学校等の避難場所の整備、保全及び機能強化に取り組む。

エ) 景観構成系統の配置方針

御船町には、「くまもと歴町50選」に選定されている御船川左岸の本町通りや御船川、斜面緑地及び丘陵地部の緑地等の豊かな自然景観要素、若宮神社や四宮神社をはじめとした歴史的資源を有した集落が残っている。したがって、歴史的資源や自然景観要素の保全を図るとともに、町固有の景観資源と調和した既存集落の保全・活用に努める。

オ) その他（歴史的資源）

木倉地区の「旧日向街道」や各地に点在する地藏尊、祠等は御船町の歴史的資源となっている。したがって、これらの資源については、文化財指定の方策を含めて保全・活用するとともに、周辺との一体的な景観形成を図り、歴史散策のネットワークづくりを促進する。

c 実現のための具体の都市計画制度の方針

公園緑地等の施設緑地については、高齢者や子供のふれあいの場を確保するため、ユニバーサルデザインに配慮した整備を促進する。

熊本県景観計画、熊本県景観条例、熊本県景観まちづくり基本計画に基づき、良好な都市景観形成を推進する。

d 主要な緑地の確保目標

都市公園・緑地については、長寿命化計画に基づく適切な維持管理及びユニバーサルデザインに配慮した整備に取り組む。また、開発に伴う緑地の確保を実施する。

4 都市計画制度の運用方針

(1) 都市計画の円滑な推進の必要性

熊本県、御船町等の行政や、住民、NPO、企業等の多様なまちづくりの主体が、それぞれの役割や信頼関係を基調として「協働社会」を築いていくための仕組みづくりを推進する。また、住民がまちづくりに参加しやすくなるよう、住民にまちづくりに関する情報の提供を行う。

(2) マネジメントサイクルによる都市計画の評価

都市計画区域マスタープランでは、その成果をわかりやすく整理するため成果指標を設定する。

成果指標は、地域の特性に応じて設定し、定期的なモニタリングにより点検・評価することで都市計画の進行管理を行う。

また、成果指標の達成状況を基に、事業計画の改善・処置の実施等、マネジメントサイクルにより都市計画の評価を実施する。

都市計画の成果指標は以下のとおりとする。

成果指標	現状	目標
市街地居住率（％） ※都市計画区域内人口に対する用途地域内人口の割合	32.7% (H27年)	コンパクトシティを目指し、用途地域の居住人口割合を向上させる
観光入込客数（人） ※吉無田高原「緑の村」、御船町恐竜博物館、チサンカントリークラブ御船、御船街なかギャラリー、御船町観光交流センター、御船があーっぱ祭りの観光入込客数の合計	196,414人 (R01年)	交流都市づくりの推進により観光客の増加を図る

(3) 住民参加によるまちづくりの推進

都市計画区域マスタープランの重要性に鑑みて、案の検討段階から広く住民意見を反映させるため、地域住民が参加する検討会を行うとともに、案を作成する段階で一般の住民から意見を聴く機会を設ける。

地域住民やまちづくりNPO及び土地所有者等による、より身近な都市計画の提案にあたっては、必要な情報提供及び都市計画決定に関する手続き等に対して、可能な支援を行う。



御船都市計画
都市計画区域の整備、開発
及び保全の方針 参考附图



【ゾーン】

- 商業・業務ゾーン
- 住宅ゾーン
- 工業・流通ゾーン
- 集落ゾーン
- 農業ゾーン
- 自然環境保全ゾーン

【拠点】

- 都市拠点
- 生活拠点
- 工業・流通拠点
- レクリエーション拠点

【軸】

- 地域交流軸
- 都市計画区域
- - - 行政区域
- 自動車専用道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- 都市計画道路(整備済)
- 都市計画道路(未整備)
- 河川

